



鳥取県公報

平成16年7月16日(金)
号外第107号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の一部を改正する規則(65)(同和対策課)..... 1

——— 公布された規則のあらまし ———

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

- 1 奨学金を貸与する者の要件に、各種養成施設の昼間部又は夜間部に在学している者であることを加えることとした。(第3条関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この規則は、公布の日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年7月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第65号

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則(昭和62年鳥取県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(目的) 第1条 この規則は、県内の同和関係者の子等で、専修学校、各種学校又は各種養成施設に進学する能力を有	(目的) 第1条 この規則は、県内の同和関係者の子等で、専修学校又は各種学校に進学する能力を有しながら経済的

しながら経済的な理由により進学後修学が困難なものに対して、専修学校等奨学資金（以下「奨学金」という。）の貸与を行うことにより、社会に有用な人材を育成することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）同和関係者 旧地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する対象地域に居住する同和関係者

（2）及び（3）略

（4）各種養成施設 学校教育法第1条に規定する学校（専修学校及び各種学校を含む。）以外の教育施設（学校教育に類する教育を行うもので、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものに限る。）で、知事が専修学校又は各種学校に準ずると認めるもの（修業年限が1年以上で専修学校に類する教育を行うものに限る。）

（奨学金の貸与）

第3条 奨学金は、次に掲げる要件を備えている者に対して無利子で貸与するものとする。

（1）略

（2）専修学校、各種学校又は各種養成施設の昼間部又は夜間部に在学している者であること。

（3）及び（4）略

（奨学金の貸与期間）

第5条 奨学金の貸与期間は、奨学金の貸与を受けることとなった月から在学する専修学校、各種学校又は各種養成施設の正規の修業年限の終了する月までとする。ただし、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由があるときは、必要と認められる期間、奨学金の貸与期間を延長することができる。

様式第1号（第6条関係）

略		
在 学 校	名 称	1 専修学校 課程 第 年次
		2 各種学校 第 年次
		3 各種養成施設 第 年次
		略
略		
略		

注 略

な理由により進学後修学が困難なものに対して、専修学校等奨学資金（以下「奨学金」という。）の貸与を行うことにより、社会に有用な人材を育成することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）同和関係者 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和62年法律第22号）第2条第1項に規定する対象地域に居住する同和関係者

（2）及び（3）略

（奨学金の貸与）

第3条 奨学金は、次に掲げる要件を備えている者に対して無利子で貸与するものとする。

（1）略

（2）専修学校又は各種学校の昼間部又は夜間部に在学している者であること。

（3）及び（4）略

（奨学金の貸与期間）

第5条 奨学金の貸与期間は、奨学金の貸与を受けることとなった月から在学する専修学校又は各種学校の正規の修業年限の終了する月までとする。ただし、災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない理由があるときは、必要と認められる期間、奨学金の貸与期間を延長することができる。

様式第1号（第6条関係）

略		
在 学 校	名 称	1 専修学校 課程 第 年次
		2 各種学校 第 年次
		略
略		
略		

注 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県専修学校等奨学資金貸与規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

3 この規則の施行の際現に存する鳥取県専修学校等奨学資金貸与申請書の用紙については、当分の間、改正後の規則の規定にかかわらず、所要の調整をして使用することができる。

